

奨学のための給付金(国公立)のご案内

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯における授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

学業の継続を断念し、夢をあきらめたりすることのないよう、該当する方はどうぞ御利用ください。

対象者・給付額（一人あたり、年額）

基準日(7月1日)現在、国公立高等学校等に在籍する高校生等の、群馬県内に住所を有する保護者等が申請できます。 ※県外居住者は、お住いの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

給付条件・給付額(年額)

- ① 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直しへの支援事業対象者であること。
- ② 下表の各区分に該当すること。

対象者区分	※1	全日制・定時制	通信制
ア)生活保護(生業扶助)を受給している場合	32,300円		
イ)住民税所得割が非課税である場合	143,700円	50,500円	
ウ)家計急変により非課税に相当する場合※2			

<「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は単に「非課税」と便宜上略して表記します。>

※1 ア)、イ)に該当する場合は、ウ)での申請はできません。

※2 ウ)の金額は、7月1日までに家計が急変した場合の額です。急変の発生月により額が異なります。

※3 前倒し給付を受けた場合は、給付額年額から前倒し給付額を差し引いて給付となります。ただし、対象者区分が前倒し時点と異なる場合は、給付額が減額または0円になる場合があります

〔例1〕前倒しでは非課税区分だった(35,925円受給)が、通常申請時には生活保護となっている。

→既に前倒しの金額がア)の年額(32,300円)を超えてるので、通常申請では0円になる。

〔例2〕前倒しでは非課税区分だった(35,925円受給)が、通常申請時には転学し、通信制となっている。

→通常申請は前倒しの残りの額 107,775円 (143,700円 - 35,925円) ではなく 14,575円 (50,500円 - 35,925円) になる。

「家計急変により非課税に相当する場合」とは？

保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が減少し、保護者等全員の収入(所得)が非課税に相当すると認められる場合をいいます(定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。)。

(注意)家計急変が発生した時期が令和7年1月1日以降の場合が対象となります。ただし、前年度に家計急変として認定を受けており、急変状態が今年度も継続していると認められる場合や、今年度1年生の場合は、令和6年1月から12月までの家計急変が認められる場合があります。

【家計急変の目安】保護者等それぞれの、急変後1年間の収入(所得)見込額が、下表のとおりであること。

保護者等+扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
1人	1,000,000円以下	450,000円以下
2人(ひとり親でない場合)	1,704,000円未満	1,120,000円以下
2人(ひとり親1人+生徒)	2,044,000円未満	1,350,000円以下
3人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
4人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
5人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

※給与収入のみの場合は収入見込額、それ以外(自営業や給与以外にも収入がある場合等)は、所得見込額で判断します。

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※上表に該当しない場合は、個別にお問い合わせください。

オンライン申請
について

オンライン申請はスマートフォンのみ対応(パソコン非対応)。

下記URL又は右の二次元コードからフォームに進んでください。

<https://forms.office.com/r/8LPuUi2eBY>



別表 紙申請の場合の必要書類

No.	必要書類	給付区分				
		ア) 生活保護 (生業扶助) 受給	イ)非課税		ウ)家計急変により 非課税相当	
			全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制
1	給付金受給申請書（様式第1号）	○	○	○	○	○
2	預貯金口座が確認できるもの (通帳やキャッシュカードの写し)	○	○	○	○	○
3	委任状（様式第4号の1又は2）	学校徴収金の未納がある場合は様式第4号の1 申請者以外の口座に振込を希望する場合は様式第4号の2				
4	生活保護の <u>生業扶助受給</u> を証明するもの	○	—	—	—	—
5	住民税所得割が確認できるもの 令和7年度課税(令和6年分) 【保護者等全員分】 <small>※家計急変の場合は所得割が課税であること を審査で確認させていただきます。</small>	—	○	○	○	○
6	高校生等本人の在学証明書	在籍している学校が <u>群馬県外の学校</u> の場合に必要。				
7	急変の発生事由を証明するもの 【直接急変が発生した者の分】	—	—	—	○	○
8	急変後の収入（所得）見込を証明する書類 【保護者等全員分】	—	—	—	○	○
9	申立書 【急変後に収入がない場合】	—	—	—	○	○

※ No. 1は、オンライン申請の場合はシステム入力画面に従いオンライン入力。

※ No. 2、3、6、7、8は、オンライン申請の場合はオンラインで添付提出。

※ No. 5は、オンライン申請の場合はマイナポータルから取得した自己情報を提出。

※ No. 9は、オンライン申請の場合でも、申立書(紙)に記入して提出してください。

様式は県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>) に掲載。

※ オンライン申請で生活保護受給情報を提出された方については、生業扶助受給の有無について、
県から別途、各保健福祉事務所へ照会を行います。



申請期限：令和7年8月28日（木曜日）まで

ただし、令和7年7月2日以降の家計急変の申請は、令和8年1月20日（火曜日）まで受け付けます。

[オンライン申請できない方は紙申請をしてください。]
○群馬県内の学校：学校指定期限までに学校事務室へ提出
○群馬県外の学校：郵送又は持参で管理課へ直接提出（必着）

（郵送先）群馬県教育委員会事務局管理課支援助成係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁24階

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますので下記までご相談ください。

令和7(2025)年6月
群馬県教育委員会(事務局管理課)
電話：027-226-4543

オンライン申請できない場合の提出書類

※用紙のサイズは、全てA4としてください！

区分	提出書類
全世帯共通	<p>① 受給申請書(様式第1号) ②振込希望口座の通帳のコピー (通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可) ※通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義(カタカナ)及び口座番号が表示されているページ) ※クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出してください。 ③委任状 ※例外的に、学校徴収金の未納があり、学校口座へ振込をする場合(様式第4号の1)や、申請者本人以外の生徒等別名義の口座へ振込を希望する場合(様式第4号の2)に提出が必要です。</p>
ア) 生活保護 (生業扶助)受給	<p>④生活保護受給証明書 ※福祉事務所作成。令和7年7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況が確認できるもの。</p>
イ) 非課税 道府県民税所得割 及び市町村民税 所得割非課税世帯	<p>⑤保護者等全員分の住民税所得割を証明する次のいずれかの書類 a. 令和7年度特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー (注: 勤務先以外からの収入がある場合は不可) b. 令和7年度納税通知書のコピー c. 令和7年度所得・課税(非課税)証明書(注意: 所得証明書ではありません) ※1 ウ)「家計急変により非課税に相当する場合」の申請においては、c. を提出してください。 ※2 いざれも所得控除等の内訳が記載されているものとしてください(住民税が非課税ではない方は、c. については、コンビニ発行の証明書では記載されていない可能性があり、窓口で取り直しになる可能性がありますのでご注意下さい。) ※3 世帯に保護者等以外に収入がある方がいても、その方の収入は考慮しません。 ※4 海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。 ※5 基準日現在、休学している者は給付の対象となります。 ※6 履修する科目的単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者で、履修する単位の登録を行っていない者は給付の対象となります。 ⑥在学証明書(コピー可) 生徒の在籍が群馬県外の学校の場合、生徒本人の在学証明書が必要です。 (生徒証や学生証のコピーは不可ですので、必ず学校に発行を依頼してください。)</p>
ウ) 家計急変 により非課税に 相当	<p>⑤保護者等全員分の住民税所得割を証明する次のいずれかの書類 イ) 同じ ⑥在学証明書(コピー可) イ) 同じ。 ⑦家計急変の発生事由や時期を確認できる書類(急変が生じた保護者等一方の分) 失職、廃業、経営悪化、転職、就業条件の変化、傷病・長期療養、離婚・死亡、災害などを証明できるもの。 (例)離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、休業損害証明書、診断書、入院診療計画書、戸籍謄本・抄本、罹災・被災証明書 等 ⑧家計急変後の収入(所得)見込に関する書類(保護者等全員分) 急変事由発生月から向こう12ヶ月間の収入(所得)見込を証明するもの。 (例)会社作成の給与等支払(見込)証明書(会社による証明が不可能の場合、家計急変後の給与明細3か月分以上も可)、税理士又は公認会計士作成の証明書類、売上高等営業状況を示す帳簿 ※急変に該当するか判断する収入(所得)の見込額は保護者等それぞれで判定するため、直接急変事由が発生していない保護者等の収入(所得)見込書類も提出が必要です。 ※失職、離職等により収入がない場合、申立書の提出が必要です。 ※会社による収入見込証明書でない場合は、県から直接、雇用主に対して事実確認の問合せを行うことがあります。原則、お務め先に「収入見込証明書」を提出してもらってください。 ※自営業の方で、毎月の帳簿を整理しておらず、確定申告の時期にならないと収入・支出の見込みがわからない方は、申請されても審査ができませんので、申請を不受理とさせていただく可能性があります。</p>

提出先

事務室

提出期限

在籍校の指定日 [8月 28日(木)]

※7月2日以降に家計が急変した場合の申請最終受付期限: 今年度1月 20日
 (家計急変の場合は、急変事由発生からできるだけ1ヶ月以内を目安に提出してください。)

- 御不明な点は、(教)管理課又は在籍する高校の事務室にお問い合わせください。
- 審査が完了次第、在籍する高校を通して給付(不給付)決定通知書を送付します。
- 給付決定となった方には、申請時に指定された預金口座へ給付金を振り込みます。
 (振込予定日は、給付決定通知書にてお知らせします。)

令和7(2025)年 6月
 群馬県教育委員会 (事務局管理課)
 電話: 027-226-4543